

(社) 岩手県建築士事務所協会・(社) 日本建築士事務所協会連合会
建築復興支援センター設置要項

岩手県建築士事務所協会

1. 設置趣旨

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0という津波を伴った東日本大震災による未曾有の被災状況を踏まえ、(社) 日本建築士事務所協会連合会の建築復興支援センター設置の趣旨に則り、そのバックアップにより「(社) 岩手県建築士事務所協会・(社) 日本建築士事務所協会連合会 建築復興支援センター」を設置し、一日も早い本県の建築に係る復旧、復興の支援を行うものである。

2. 名称

「(社) 岩手県建築士事務所協会・(社) 日本建築士事務所協会連合会 建築復興支援センター」とする。

3. 設置場所

社団法人岩手県建築士事務所協会建築会館に設置する。

住所 020-0016 岩手県盛岡市名須川町18番16号

4. 業務内容項目

(1) 被災者の建築相談に対する支援

被災住宅相談窓口設置、相談員の現地派遣、被災地巡回住宅相談等

(2) 復旧・復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援

建築士事務所、属する建築士等への技術講習等

(3) 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援

震災復興フォーラム、講演会、調査、研究等

(4) 建築行政の協力、連携

復旧・復興に向けた行政情報の周知徹底、公共建築物の復旧支援、
行政の実施する各種イベントへの協力等

(5) 広報

建築復興支援センターのPR(看板、パンフ、ホームページ他)、
復旧・復興に関する各種情報提供、災害特集号刊行

(6) その他

被災会員事務所支援業務

5. 営業日及び時間

毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く)、午前9時から5時までとする。

6. 設置期間及び開始日

平成25年度までの3か年としセンターの設置開始日は平成23年6月17日とする。